

滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県地域医療介護総合確保基金を財源として、地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備のために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、市町が実施する次の地域密着型サービス施設等の整備に要する経費を交付の対象とする。

- (1) 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を対象とする。）
および併設されるショートステイ用居室
- (2) 認知症高齢者グループホーム
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 認知症対応型デイサービスセンター
- (7) 地域包括支援センター

(補助対象経費等)

第3条 補助対象事業に対して交付する補助金の額を算出する場合の配分基礎単価、対象経費および補助率は別表のとおりとし、配分基礎単価に単位の数を乗じて得た額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町が実施する地域密着型サービス施設等の整備事業（以下「市町実施事業」という。）に対して県が補助金を交付する場合
 - ア 市町実施事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - イ 市町実施事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ウ 市町実施事業が予定の期間内に完了しない場合または市町実施事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - エ 市町実施事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに市町実施事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具およびその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この市町実施事業の目的に反して使

- 用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、または廃棄してはならない。
- オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- カ 市町実施事業により取得し、または効用の増加した財産については、市町実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- キ 市町実施事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町実施事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ調書および証拠書類を市町実施事業完了する日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ク 市町実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ケ 市町実施事業を行うために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- コ 市町がアからケにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、県に納付させることがある。
- (2) 市町が民間事業者が実施する地域密着型サービス施設等の整備事業（以下「市町補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町補助事業」という。）に対して県が補助する場合
- ア 市町補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- イ 市町補助事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 市町補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 市町補助事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町補助事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ調書および証拠書類を市町補助事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- オ 市町が、市町補助対象事業に対して県からの補助金を財源の全部または一部として補助金を交付する場合には、市町は市町補助対象事業を実施する者（以下「市町補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。
- (ア) 市町補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町長の承認を受けなければならない。
- (イ) 市町補助対象事業を中止し、または廃止（一部の中止または廃止を含む。）する場合には、市町長の承認を受けなければならない。
- (ウ) 市町補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または市町補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町長に報告してその指示を受けなければならない。
- (エ) 市町補助対象事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに市町補助対象事業により取得し、または効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具およびその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、または廃

棄してはならない。

- (オ) 市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市町に納付させることがある。
 - (カ) 市町補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、市町補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (キ) 市町補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町長に報告しなければならない。また、市町長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市町に納付させることがある。
 - (ク) 市町補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を市町補助対象事業の完了する日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (ケ) 市町補助対象事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - (コ) 市町補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (サ) 市町補助対象事業を行うために必要な調達を行う場合は、市町の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
 - (シ) 市町補助対象事業者が（ア）から（サ）により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、市町に納付させることがある。
- カ オにより付した条件に基づき、市町長が承認または指示する場合には、あらかじめ知事の承認または指示を受けなければならない。
- キ オの（オ）または（キ）により、市町補助対象事業者から財産処分による収入または補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。
- ク オの（シ）により、市町補助対象事業者から市町へこの補助金の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。

（変更申請手続）

第6条 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、別記第2号様式により申請書を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

（概算払）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いとすることができる。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別記第4号様式により概算払請求明細書を知事に提出しなければならない。

(標準事務処理期間)

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 第4条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更申請、第7条の規定に基づく実績報告、第8条の規定に基づく概算払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第11条 知事は、規則またはこの要綱に定めるほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

地域密着型サービス施設等整備費補助に係る配分基礎単価

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単 位	4 対 象 経 費
地域密着型サービス施設等の整備			<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含む</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室 	4,480千円	整備床数	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム 	33,600千円	施設数	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 	33,600千円	施設数	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 	5,940千円	施設数	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	33,600千円	施設数	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型デイサービスセンター 	11,900千円	施設数	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター 	1,190千円	施設数	